

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

息子の結婚が破談に。 相手の女性を許せません。

Q

親ばかりのようで、ご相談に上がるのにも躊躇していたのですが、あんまりなんでもひどい話で、日が経つほどに怒りが込み上げてくるのです。

私ら夫婦には息子が二人います。次男はすんなり結婚して子供二人に恵まれ、幸せに暮らしていますが、長男は一流大学に入り一流企業の研究職で働いているものの、独身のままだけで45歳になりました。私も高年齢なので、長男の将来が心配でたまりません。

もてるタイプではありませんが、真面目だし、結婚相手には良いはずだと、親の欲目も分かりませんが、30を過ぎた頃、結婚

を前提に付き合う女性が初めてでき、ほっとしていましたが、振られてしまいました。長男はいつそ女性に臆病になっていきましたが、ようやく2年前、やはり研究職の女性と付き合いだし、傍目に分かるほど明るくなりました。今度は結納や式場の予約をして上司に結婚報告もし、われわれは心から安堵していたのです。

ところがまさか、よもやの

破談です。長男がぼつりと言うには、「前の彼が忘れられないので」と言われたとか。啞然としました。いくらなんでもそれは人の心を土足で踏みつけていませんか。長男は以来ふさぎ込んで、自殺でもしはしないか案じているほどです。

先生にお尋ねするのもなんですが、なんとかしてやることはできないでしょうか。

婚約の破棄には正当な理由が必要。 金銭賠償、慰謝料を請求できます。

A

それは本当にお気の毒なことでした。

同じく婚約を破棄するにしても、他に言いようはなかったのでしょうか。あるいは、遠回しに言ったけど息子さんに伝わらなかったもので、やむなく本当の気持ちを言ったのかも？

とはいえ、それがもし本音だったなら、最初から付き合い合わせればよかったですし、付き合い合ったとしても、婚約前の段階ならば救いがありました。式場を予約し、上司に結婚報告をしてからの破棄では、メンツ丸つぶれで、ふさぎ込むのも当然です。

単なる付き合いの解消では、法的関係は発生しませんが、婚約は婚姻の約束なので、破棄には「正当な理由」が必要です。前科があったとか、学歴・職歴・婚姻歴などに詐称があったとか、隠し子がいたとか…。つまり、性格が合わない、嫌いになった、好きになれないといった理由では婚約破棄はできないのです。

もちろん無理矢理結婚させることはできないので、その場合、相手に請求できるのは金銭賠償

です。式場の予約・キャンセル料、指輪や結納代など、婚約に掛かった出費額はきれいに返してもらわないといけません。加えて、慰謝料の請求ももちろんできますよ。相手も大人なので、自分が出したことの社会的な意味を分からせるべきだと思います。相場は100〜200万円程度。

そうした請求を実際にするかどうかは、息子さんが決めることです。嫌な記憶を早く忘れたいだけならば、やらない方がよいのかもしれない。

さて、何でもものは考えようですよ。そうした心ない台詞

を、仮にも一度は結婚を決意した男性に言うという女性は、心優しくも思慮深くありません。結婚後に本性が分かって不仲になったり離婚になるよりは、婚約段階で分かって良かったのでは？真面目に生きていけば、そのうちにきつと良縁はありますよ。もしなかったとしても、このご時世、独身でちつとも肩身は狭くありません。その方が幸せかもしれませんよ。一人で楽しく生きていくために必要なのは、趣味と友人。ご両親もどうか息子さんを温かく見守り、支えてあげてください。

